

○上越教育大学免許状更新講習規程

(平成21年3月11日規程第6号)

(趣旨)

第1条 この規程は、上越教育大学が開設する教育職員免許法（昭和24年法律第147号）（以下「免許法」という。）第9条の3に規定する免許状更新講習（以下「講習」という。）に関し必要な事項を定める。

(講習)

第2条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）（以下「講習規則」という。）第2条に規定する講習の認定の申請に関し必要な事項は、その都度、上越教育大学教員免許状更新講習実施委員会（以下「委員会」という。）が定めるものとする。

(講習の講師)

第3条 講習の講師は、免許法第9条の3第1項第2号に掲げる者のうちから候補者を選び文部科学大臣の認定を受けた者について、上越教育大学長（以下「学長」という。）が委嘱する。

(講習料)

第4条 講習を受講しようとする者は、所定の期間に講習料を納入しなければならない。ただし、学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の講習料の額及び徴収方法については、国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第65号）に定めるところによる。

(細則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。